

各務原市小規模保育改修費等支援事業費補助金交付要綱

(令和3年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、賃貸物件等を活用した小規模保育事業所（小規模保育事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に定める事業をいう。以下同じ。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の新設、定員の拡大又は老朽化に伴い必要な改修費等の経費の一部に対して、市が予算の範囲内で小規模保育改修費等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により特定地域型保育事業者（小規模保育事業を行う者に限る。）として市長の確認を受けた者又は確認を受けることが予定されている者とする。

(補助事業)

第3条 補助事業は、小規模保育事業所の新設、定員の拡大又は老朽化に伴い賃貸物件等の改修を行う事業で、市長が必要と認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（次条第1項において「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費であって、次に掲げるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

(1) 工事請負費

(2) 原材料費

(3) 需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料に限る。）

(4) 役務費（通信運搬費及び手数料に限る。）

(5) 委託料

(6) 使用料及び賃借料（敷金を除き、賃借料にあつては、小規模保育事業所の開所まで（当該賃借料の補助を受けた年度の翌年度以後に開所する場合は、補助を受けた年度の3月31日まで）の間に発生するものに限る。）

(7) 備品購入費

(補助金の額等)

第5条 一の小規模保育事業所当たりの補助金の額は、2,597万2,000円、補助対象経費の実支出額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。

2 補助金の交付は、一の小規模保育事業所につき1回限りとする。

(交付申請に係る添付書類)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 見積書、仕様書及び図面
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、規則第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。第7号において「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が零円の場合を含む。)には、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならないこと。
- (5) 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額

を市に返納しなければならないこと。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が単価30万円以上の機械、器具その他の財産がある場合は、前号に規定する期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

(実施報告に係る添付書類)

第8条 規則第11条に規定する補助事業実施報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業完了届
- (2) 完成写真及び図面
- (3) その他市長が必要と認める書類
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月11日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、この要綱の施行の日以後の補助金の交付の申請に係るものについて適用し、同日前の補助金の交付の申請に係るものについては、なお従前の例による。